

令和3年度 第3回評議員会議案書

第1号議案 令和3年度中間事業報告の件

第2号議案 2022第6回小野寺眞悟杯特別支援学校
フットサル大会の件

報告事項 ・役員等任期

当法人は、平成 28 年 7 月 25 日、一般財団法人として設立し、公益目的各事業等を着実にやってまいりました。この実績を踏まえて、平成 30 年 7 月 26 日、北海道知事より法人第 1280 号指令で公益財団法人として認定されました。法人名は、令和 3 年 4 月 1 日付けで「公益財団法人小野寺パラスポーツ振興会」に改称しました。

また当法人は、定款第 4 条で示した「フットサル等スポーツ活動の普及」及び「フットサル等競技会等の開催・助成」「フットサル等スポーツ活動の調査・研究」に係る各事業を達成するため、令和 3 年度は、現在まで、コロナ感染の拡大により止む無く中止となった「2021 第 5 回小野寺眞悟杯特別支援学校フットサル大会」を除いて、「スポーツ用品の寄贈事業」及び「特別支援学校及び特別支援学級へのフットサル指導員の派遣事業」「スポーツ活動の実践研究校の指定事業」を順調に進めております。なお、第 5 回小野寺眞悟杯特別支援学校フットサル大会中止を見越して、他事業の執行額を約 2 倍として実施しております。

第 1 号議案 令和 3 年度中間事業報告の件

○ スポーツ用品の寄贈事業

スポーツ用品の寄贈事業は、現在、36 校、125 用具、送料を含めて 1,642,905 円を執行しました。

○ 特別支援学校及び特別支援学級へのフットサル指導員の派遣事業

・特別支援学校への派遣

令和 3 年度の派遣は、次の希望により実施しています。

学校名	担当者名	希望の期日等
1 北斗高等支援学校	戸倉広晶	11 月～12 月
2 札幌みなみの杜高等支援学校	金子 裕	12 月
3 帯広養護学校	六本木博文	11 月～12 月、2 回以上の場合 ZOOM 使用
4 今金高等養護学校	内田義文	2 月
5 市立札幌豊明高等支援学校	足立友平	12 月
6 紋別高等養護学校	永易健太	11 月
7 新篠津高等養護学校	松山佳樹	10 月下旬

・特別支援学級への派遣

令和 3 年度から実施する新規事業で、札幌市立小中学校の特別支援学級にエスポラーダ北海道の監督等を派遣するものとして 10 月から実施しています。

2021 年度 ちゃれんじ・ふっと・ぼーる 実施概要

1. 主旨 札幌市特別支援学級を対象にボールを使った“遊び”やゲームを取り入れ、多くの子どもたちに笑顔でフットサルを楽しむ機会をつくり、子どもたちの心身の健やかな育成に寄与する。
2. 主催 公益財団法人小野寺パラスポーツ振興会
3. 主管 一般社団法人エスポラーダ北海道スポーツクラブ

4. 後援	札幌市特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会（札幌協）
5. 実施期間	2021年10月～2022年2月末頃まで
6. 時間	1単位時間（小学校45分間、中学校50分間）
7. 対象	札幌市小学校及び中学校特別支援学級（50校程度を予定）
8. 場所	各学校体育館等施設
9. 実施内容	エスポラーダ北海道関係者が楽しく笑顔になるよう指導します。 1) 準備運動 2) 動き作りの運動 3) ボールを使った遊び方 4) フットサルゲームの実施 等
	※屋内、屋外を問わずあまり広くないスペースでも実施できます。 ※暑い時、寒い時など子どもたちの健康を十分に考慮します。
10. 用具	1) ボール等は、持参します。 2) ビブスは、各学校で用意してください。
11. 費用	無料、公益財団法人小野寺パラスポーツ振興会が負担します。
12. 申込先	所定の申込書でエスポラーダ北海道にメールでお申し込みください。 エスポラーダ北海道 広報担当：安藤 メールアドレス：info@espolada.com

○ スポーツ活動の実践研究校の指定事業

令和3年度は、指定校8校にそれぞれ実践研究費として各10万円を助成し、中間報告書を得て、今後、各研究論文を2022年2月に集約・編集し、「特別支援学校スポーツ研究成果報告書2021(No.5)」として印刷・発行します。なお、論考「未来に向けたオリ・パラ体験～特別支援学校のスポーツ活動の充実に向けて～」は、北海道教育大学 教育学部岩見沢校教授越山賢一氏が執筆され、すでに原稿を頂戴しております。冊子は、約100頁として発行予定です。

学校名	研究テーマ	研究代表者
1 手稲養護学校三角山分校	三角山分校の体育授業の実践を通して～神経筋疾患の生徒のコミュニケーション能力の向上を目指して～	小野寺織絵
2 札幌みなみの杜高等支援学校	知的発達障害のある生徒に合ったトレーニング方法をさぐる～本校サッカー部の実践から～	明杖子竜
3 真駒内養護学校	第35回北海道肢体不自由養護学校体育大会～With コロナ オンライン開催に向けた取組～	渡邊憲幸
4 拓北養護学校	北海道肢体不自由養護学校体育大会新種目提案に向けた取組について②～特別支援学校間のハンドアーチェリー・オンライン交流内容の検討と補助具の開発を通して～	安達雅美
5 紋別高等養護学校	ソフトボール部の指導や取り組みについて～市民大会への参加を目指して～	杉原良太
6 網走養護学校	多様な障害に応じたスポーツ活動の工夫、開発	古谷太一
7 札幌養護学校共栄分校	ランプ用ボールとランプを使ったボッチャの授業改善	越田 淳
8 新篠津高等養護学校	サッカー部における動画を用いた基礎技術の定着(2)	松山佳樹

財産目録

令和3年9月30日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金預金	普通預金 北海道銀行鳥居前支店	運転資金として	1,044,042
	流動資産合計			1,044,042
(固定資産)	基本財産	普通預金 北海道銀行鳥居前支店	基本財産として	50,000,000
	特定資産	公益目的事業引当資産 普通預金 北海道銀行鳥居前支店	寄付により受け入れた預金であり、公益目的事業に使用している	4,796,471
固定資産合計			54,796,471	
資産合計				55,840,513
(流動負債)	未払法人税等	市民税、道民税	法人市民税及び法人道民税の均等割額	0
	預り金	源泉所得税	公益目的事業の報酬に係る源泉所得税の預り金	3,600
流動負債合計			3,600	
負債合計				3,600
正味財産				55,836,913

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 消費税等の会計処理
税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
基本財産積立資金	50,000,000	0	0	50,000,000
小計	50,000,000	0	0	50,000,000
特定資産				
公益目的事業引当資産	5,145,314	0	348,843	4,796,471
小計	5,145,314	0	348,843	4,796,471
合計	55,145,314	0	348,843	54,796,471

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

(単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
基本財産積立資金	50,000,000	(50,000,000)	(0)	-
小計	50,000,000	(50,000,000)	(0)	-
特定資産				
公益目的事業引当資産	4,796,471	(4,796,471)	(0)	-
小計	4,796,471	(4,796,471)	(0)	-
合計	54,796,471	(54,796,471)	(0)	-

4. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金額
経常収益への振替額	
目的達成による振替額	3,348,843
合計	3,348,843

第 2 号議案 2022 第 6 回小野寺眞悟杯特別支援学校フットサル大会の件

小野寺眞悟杯特別支援学校フットサル大会は、第 4 回大会及び第 5 回大会をコロナウィルス拡大による感染防止の観点から中止せざるを得ませんでした。第 6 回大会はワクチン及び治療薬の一段の改善に伴い、感染等対策に一段の留意を払って次により開催いたします。

- ① 本大会を第 1 回全国特別支援学校フットサル大会北海道地区大会予選を兼ねる大会とする。
- ② 開催期日は 2022 年令和 4 年 7 月 29 日（金）、開催会場は、北海道立野幌総合運動公園体育館（メインアリーナ・サブアリーナ）として、江別市の後援の下で開催する。
- ③ 参加校は道内外から約 25 学校 280 人程度を予定する。台湾からは対話化教育部を通して台北市立特殊教育学校及び台北市立啓聰学校の 2 校の参加、韓国からは安東永明学校の参加が見込まれている。また、カテゴリー1(高等部校の部)は 20 校、カテゴリー2(中高併設校の部)は 5 校を見込んでいる。
- ④ 第 1 回全国特別支援学校フットサル大会の出場校は優勝校とするが、本道以外の学校が優勝した場合は、本道の最優秀校を出場校とする。

報 告

1 役員等任期

当法人は、2021 年度から役員等が新たに選任されましたことから、次としての任期になる。何卒よろしく願い申し上げます。

○評議員

本法人の評議員は、定款第 14 条で、「評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。」となっておりますので、令和 7 年の定時評議員会の終結時までとなっております。(2025 年 6 月)

○理事

本法人の理事は、定款第 27 条 1 項で、「理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。」となっておりますので、令和 5 年の定時評議員会の終結時までとなっております。(2023 年 6 月)

○監事

本法人の監事は、定款第 27 条 2 項で、「監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。」となっておりますので、令和 7 年の定時評議員会の終結時までとなっております。(2025 年 6 月)

○評議員選考外部委員

本法人の評議員選定委員会の外部委員は、「理事会において選任する。」とされております。(2025 年 5 月)